

請願第12号

松阪市議会議長様

心身障害者（児）医療費助成制度に関する請願

請願趣旨

昨年から、心身障害者（児）医療費助成制度の見直しが県及び市町の間で進められ、自己負担を対象者全員に課す方向で検討されていると聞いています。

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを利用すれば1割負担が課せられ、負担増しから障害者の生活は大変厳しい状況となりました。国には、障害者団体を初め各種団体の請願などが多数寄せられ、国は3カ年の緊急措置として障害者自律支援円滑特別対策を実施し、障害者負担を1割から4分の1に減額となりました。

このように、障害者にとって極めて厳しい状況を緩和する手だてが講じられている情勢の中で、新たに、心身障害者（児）医療費助成制度の自己負担を課する制度を導入することは、決して容認できるものではありません。

また、今日のような厳しい低迷した景気の中で、特に幼い児童を抱えて日々の暮らしを営む若い人たちへの支援と、障害を背負った児童の医療支援は欠くことのできないものです。

さらに、精神障害のある方は生涯にわたり医療支援が必要で、精神障害のために働くことも大きく制限され、少ない収入での生活を強いられています。そのために、治療を継続することは大きな負担となっています。

こうした中、心身障害者（児）医療費助成制度において、障害児者に新たに負担を課す今回の見直しは、決して容認できるものではありません。

以上のことから、現状どおり自己負担を伴わない制度の継続の堅持と助成対象者の拡大を図っていただくよう強くお願い申し上げます。

請願事項

- 1 現行の心身障害者（児）医療費助成制度において、対象となる障害児者に精神障害者も含め、自己負担なき医療制度を堅持・確立すること。
- 2 乳幼児医療費助成において、対象年齢の拡大を行うこと。

請願第13号

松阪市議会議長様

妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める請願

請願趣旨

私たちは、今年1月16日付けで、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より「妊産婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」という通達があり、自治体における公費負担について、回数等、積極的に充実を図るようという内容であったことを知りました。

これによると、母体と胎児の健康確保の上からも、また少子化対策として経済的負担の軽減を図る上からも「公費負担は14回程度行われることが望ましい」とし、「当面、少なくとも5回程度の回数を実施することが原則であると考えられる」として、平成19年度の地方財政措置で拡充もされています。

妊婦健診は1回6000円程度かかり、血液検査をすると7000円以上になります。市民の間では「妊産婦健診費用の負担は家計に重くのしかかり、無料にしてほしい」の声が圧倒的です。「安心して産み、育てられる松阪市にしてほしい」の願いは切実です。

松阪市においても、母体の安全と胎児の健康確保、少子化対策のためにも、早急に、公費負担の回数と内容の拡充を求めます。

請願事項

- 1 平成19年度から財政措置がされていることから、平成20年度からの拡充ではなく、補正予算を組んで早急に拡充するようにしてください。
- 2 通達にあるように公費負担14回実施に向けて計画していただくと同時に、当面（最低必要な健康診査の時期と内容等）の5回を実施してください。
- 3 妊産婦健康診査の受診の重要性について、妊婦及び一般市民に積極的に知らせてください。

平成19年11月20日

提出者

松阪市久保町851-1

新日本婦人の会松阪支部

支部長 竹田房子